

農業と福祉の連携の形成過程に関する研究 農業分野における障害者就労を事例として

著者	小柴 有理江, 吉田 行郷, 香月 敏孝
雑誌名	農林水産政策研究
号	25
ページ	1-17
発行年	2016-01-12
URL	http://doi.org/10.34444/00000029

農業と福祉の連携の形成過程に関する研究

——農業分野における障害者就労を事例として——

小柴 有理江・吉田 行郷・香月 敏孝*

要 旨

本稿では、農業分野における障害者就労に必要な経営要素の獲得プロセスを先進事例の分析から明らかにした。

農業分野における障害者就労を本格化させている事例について、①福祉分野の主体がそのまま進出、②福祉分野の主体が別途主体を形成して進出、③農業分野の主体がそのまま進出、④農業分野の主体が別途主体を形成して進出の4事例を取り上げて分析した。

それぞれを比較分析した特徴は、第1に取り組みの契機は、いずれの事例も農作業体験の実施や交流であった。そのため、初期段階では農業分野と福祉分野の主体の相互理解やマッチングを行う機会が重要である。第2に福祉分野から進出した主体は、農業分野の知見を得るため、知見を有する人材との連携体制を構築したり、新たに雇用するなどして弱点を補強していた。第3に農業分野から進出した主体は、障害者に理解のあるスタッフがいるセクションを設け、障害者をケアするなどして障害者の雇用環境を整備していた。

農業分野における障害者就労を本格化させている事例では、上記のようなプロセスを経て、結果的に農業分野、福祉分野それぞれの知見や経営要素を兼ね備えた体制を構築している。その結果、農業の維持、障害者および健常者の雇用拡大といった点で農村地域の再生に寄与している。

1. 研究の目的

本稿は、農業分野における障害者就労への進出過程を分析し、進出した主体がその過程で直面する課題や必要とされる対応策を明らかにする。

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」(2013年12月決定、2014年6月改訂)では、展開方向の1つとして「人口減少社会における農山漁村の活性化」が挙げられている。その中で、「福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり」が展開施策として位置づけられ、都市農村交流の接点として福祉分野にも着目がなされてい

る。また、同プランの「6次産業化等の推進」では「医福祉食農連携」による付加価値形成やイノベーションが期待され、「障害者等の就労支援」もその構成要素の1つとなっている⁽¹⁾。

農業分野における障害者就労に関する先行研究は、障害者福祉施設による農業分野への進出を取り上げたものとして飯田他の研究⁽²⁾がある。障害者福祉施設が農業分野に進出する際の課題と解決方法について、事例分析から明らかにし、①福祉と農業双方の知見を持つ人材の必要性、②農地制度の周知や利用調整の必要性、③農業と福祉の制度面での連携の重要性を指摘している。さらに福祉分野、農業分野の両方からの進出を取り扱った研究としては、濱田(2010)が、農業分野にお

ける障害者雇用のパターンを主体別、生産形態別に分類し、分類ごとの雇用形態の特徴を整理し、発展の方向性をモデル的に分析している。また、安中他(2010)は、農業分野での障害者就労を①雇用か福祉的就労か、②既存の農業法人等での受け入れか農業への新規参入かの2軸によって、「既存農業法人等での雇用事例」、「既存農業法人等での福祉的就労事例」、特例子会社等の「雇用での参入事例」、「福祉的就労での参入事例」の4つに分類し、各分類における障害者就労の課題と支援策を指摘している。例えば、「既存農業法人等での雇用事例」の支援方策として「労働・福祉側の情報やノウハウの提供」、「労働・福祉側との協力」、「作業適正や意欲などを背景とした作業の質の確保」といった点が提起されている。しかし、これらの研究成果では、各主体の取組について、どのような段階でどのような支援が必要となるかという点については必ずしも明らかにされていない。

そこで本稿では、これらの研究成果を受け、農業分野における障害者就労を本格化させている事例について、福祉分野および農業分野それぞれから進出している事例の分析を行う。農業分野における障害者就労の先進事例は、福祉分野からの進出でも、農業分野からの進出でも、最終的には両分野の要素を兼ね備えた体制を構築している。そのため、その進出過程は進出パターンによって異なり、各々に適した支援策が必要となると考えられる。そこで、両分野からの進出過程の違いを比較分析することで、進出する主体の違いによる取組の発展段階の特徴、および必要とされる支援策の違いを明らかにする。また、農山村地域において農業と異分野との連携が図られた結果、従来とは異なるアプローチから地域資源の活用が図られる可能性がある。そのため、こうした取組を通じた農山村地域の経済・社会への影響も併せて考察する。

2. 全国における農業分野での障害者就労の進展

実施主体が多様であるため、農業分野における障害者就労の進展について、全体的な動向を量的

に把握するのは困難である。しかし、このうち障害者福祉施設等による農業への取組状況を量的に把握した数少ない成果として、2013年度に実施された日本セルフセンターの研究がある⁽³⁾。同センターおよび全国社会就労センター協議会の会員となっている事業所約1,700か所を対象とし、832の事業所から有効回答を得たアンケート調査の結果である。

同調査によると、回答した事業所のうち、農業活動に「取り組んでいる」事業所は33.5%、同じく「今後、農業活動をやりたい」は12.7%、「やめた」は6.0%、農業活動には取り組んでいないものの「地域農産物を用いた加工・飲食事業には取り組んでいる」が7.9%、農業活動を「やるつもりはない」が39.8%であると報告されている。回答者の3割ほどが農業に取り組み、1割ほどが今後取り組みたいとしている。

農業活動の開始時期は、農業活動に「取り組んでいる」と回答したうち、46.3%が調査時点から過去10年未満の間に農業を始めている。「10～19年前」の24.7%、「20～29年前」の15.1%、「30年以上前」の12.9%と比較すると、近年特に農業への取組が進んでいることがわかる。また収益事業としての位置づけに関しては、農業活動に「取り組んでいる」と回答した事業所のうち、「収支を重視している」が54.8%、「収支トントンでよい」が26.9%、「多少の赤字でもよい」が8.2%、「収支は関係ない」が9.7%であり、半分以上が収益事業として農業を位置づけていることがわかる。

その反面、農業活動に取り組んでいない事業所では、その理由として、回答割合の高い順に「農業の知識・技術がない」が48.7%、「農地を確保することが難しい」が40.0%、「人手が足りない」が32.6%、「販路確保が難しい」が21.5%等となっている(複数回答)。障害者福祉施設が農業に進出する際には、農業の知識や技術の習得、農地や人材の確保といった点が課題であることがわかる。

3. 農業分野における障害者就労への本格的な進出事例

農業分野における障害者就労に本格的に進出する場合、農村工学研究所(2013)で指摘されるよ

うに、①福祉分野の主体による進出、②農業分野の主体による進出、③両分野にかかわりのない分野からの進出の3つのパターンが考えられる。本稿では、このうち、比較的取組の蓄積がある①および②に関して分析を行う⁽⁴⁾。

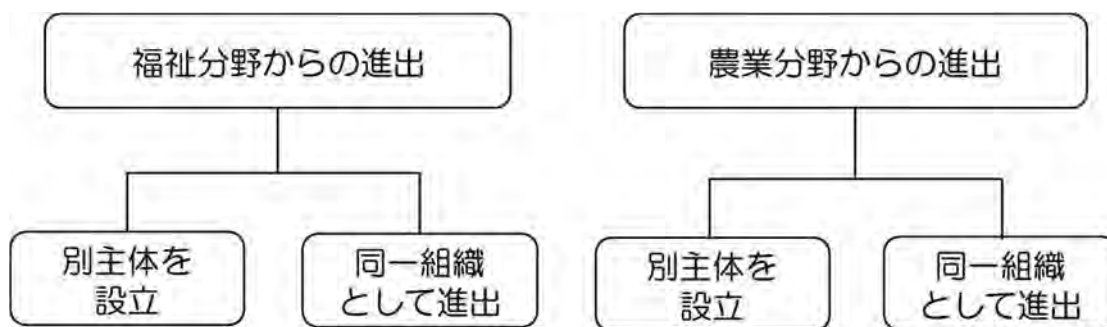
福祉分野の主体による進出は、農業と障害者の親和性を背景としている。園芸療法に象徴されるように、自然とのかかわりの中で行う農作業は心身の健康に好影響を与えるとされる⁽⁵⁾。また、農業は様々な作業から成り立っており、障害者の特性に応じた作業を提供することが可能となる⁽⁶⁾。加えて、昨今の経済情勢によって障害者福祉施設等で行ってきた企業からの下請け作業が減少し、新たな事業分野として農業部門に期待が寄せられている⁽⁷⁾。そのため、その進出をいかに円滑に行い、事業として確立していくかが課題となる。

農業分野の主体による進出は、後述するように人手不足の補完や関係者からの依頼という形で、当初はやや消極的に障害者の受け入れを開始する傾向にある⁽⁸⁾。あるいは社会貢献が動機となって開始する場合もある。いずれの場合であっても障害者就労を本格化させる場合には、経営面にマイナスとなれば、受け入れの継続が困難となる可能性が高い。そのため、障害者の特性を發揮する体制を構築しながら、経営の安定・拡大を図っていくかが課題となる。

さらに、農業分野での障害者就労への進出に際しては、福祉分野、農業分野のいずれからの進出でも、別途法人を設立して取り組む場合と、母体となる組織としてそのまま取り組む場合と

がある⁽⁹⁾。後述するように、それは農業分野における障害者就労を確立するうえでの重要な手法の1つである。そのため本稿では、進出する主体の違い、および進出を本格化させる際の組織形態の違いに着目し、農業分野での障害者就労を本格化させている事例を第1図の通り分類し、それぞれの代表的な事例を取り上げた。すなわち、福祉分野の主体による進出事例に関しては、母体となる社会福祉法人から分社化して農業生産法人を設立した(有)シーネット坂井の事例、母体となる組織がそのまま農業分野に進出した社会福祉法人こころの事例を取り上げる。他方、農業分野の主体による進出事例に関しては、農業分野の主体が障害者の所属するNPO法人を別途設立した(有)岡山県農商、農業分野の主体がそのまま障害者を雇用する京丸園(株)の事例を取り上げる(第1表)。

なお、障害者と農業のかかわりという点では、生活介護⁽¹⁰⁾による農業体験的な取組や農家での施設外就労⁽¹¹⁾も注目される取組である。しかし、本稿では、農業分野における障害者就労への進出段階における課題や必要な支援策をより明確化するため、障害者就労に取り組みながら自ら通年で継続的に営農を行い、それが事業の柱となっている事例を「本格的」な進出事例とした。また事例の選定にあたっては、各分類の代表的な事例であることに加え、①進出過程において各種の支援策を積極的に活用している点、②地域の他の主体と連携する等で農村地域再生に寄与している点も考慮して選定した。



第1図 農業分野における障害者就労への本格進出パターン

第1表 事例の概要

	福祉分野→農業分野		農業分野→福祉分野	
	別主体を設立	同一組織	別主体を設立	同一組織
	事例1	事例2	事例3	事例4
農業分野の主体	有限会社 シーネット坂井	社会福祉法人 こころん	有限会社 岡山県農商	京丸園 株式会社
福祉分野の主体	社会福祉法人 コミュニティーネット ワークふくい あわら事業所		NPO法人 岡山自立支援センター	
所在地	福井県	福島県	岡山県	静岡県
農業生産法人	○	—	○	○
農業生産部門	水稲 24ha 露地野菜, 果樹 4ha 観光農園 (ハウス) 約300坪	野菜・豆類 0.8ha 養鶏 (採卵) 2,000羽規模	露地・施設野菜 7ha	水耕栽培 1ha 水稲 0.7ha 露地野菜 0.5ha
農業関連部門	農産加工 (干柿, かき餅), 精米作業, 観光農園 (イチゴ収穫)	直売所・カフェの運営, 農産加工	NPO法人に作業委託: 〔ネギ, ミニトマトの収穫・調整作業, カットネギの製造〕	—
就労支援サービス等の実施状況	社会福祉法人 (母体) の事業所に業務委託	・就労移行支援事業 ・就労継続支援A型事業 ・就労継続支援B型事業	別途設立したNPO法人 (就労継続支援A型事業所) に業務委託	・一般就労 ・福祉施設に業務委託 ・特例子会社に業務委託
障害者数	8人 (知的障害)	65人 (精神障害)	45人 (知的障害中心)	22人 (精神障害, 知的障害中心)
職員数	社員8人, パート1人 〔社会福祉法人の事業所に常勤・非常勤11人〕	常勤17人, パート19人	社員6人 〔NPO法人に社員・パート20人〕	社員・パート38人 (障害者除く)

資料：聞き取り調査および農林水産政策研究所 (2011), (2012) より作成。

注 (1) データは調査時点 (シーネット坂井は2012年, 他は2013年) の値。

(2) □ 内は営農主体の母体となる組織の状況。特記のない限り以下同じ。

(3) □ 内は営農主体から別途設立した組織の状況。特記のない限り以下同じ。

(4) 社会福祉法人こころんの障害者数は就労支援事業に携わる障害者のみを計上。

4. 福祉分野から農業分野への進出

(1) 別主体を設立して進出—有限会社シーネット坂井

1) 組織の概要

有限会社シーネット坂井 (以下, シーネット坂井) は, 社会福祉法人から分社化し, 別途農業生産法人を設立して営農を本格化させている事例である。

シーネット坂井は, 福井県あわら市にある農業生産法人・認定農業者であり, 農業と農業関連事業に取り組んでいる。2012年時点の経営規模は水稲24ha, 露地野菜・果樹4ha, 観光農園 (ハウス) 約300坪である。また水稲の作業受託も行っている。農業関連事業は加工部門, 精米・販売部

門, 検査部門, 観光農園部門がある。加工部門は干し柿やかき餅, 漬け物などを製造している。また, 観光農園部門はイチゴの摘み取り園を行っている。

職員数は8人, パート1人である。他に知的障害者8人が作業に従事している⁽¹²⁾。障害者はシーネット坂井の母体である社会福祉法人コミュニティーネットワークふくい (以下, C・ネットふくい) あわら事業所に所属しており, シーネット坂井と作業の委託契約を結んでいる。

2) 進出の経緯

C・ネットふくいあわら事業所では, 企業からの下請けが減少する中, 授産事業として農業に取り組み始めた。しかしながら, 授産事業では障害者への工賃の支払いを十分に行うことができない

第2表 シーネット坂井の取組経緯

	農業・農業関連分野： (有) シーネット坂井	福祉分野： (福) C・ネットふくいあわら事業所
1998年		・社会福祉法人(母体)の1事業所として営農開始
2001年	・農業生産法人として独立 ・農舎、農業用機械整備(農業法人育成事業)	
2004年	・登録検査機関となる(玄米、大豆、ソバ) ・米の販売事業開始	
2006年	・認定農業者となる	
2007年	・社会福祉法人(母体)の事業所と業務契約を結ぶ取り決め(以降、毎年度締結)	
2008年	・米の乾燥・調製施設整備、食品加工・調理施設整備 (農業経営基盤強化事業)	
2010年	・食品加工施設整備 (農業主導型6次産業化整備事業)	
2011年	・観光農園(イチゴ摘み取り園)開設 (県・産地園芸支援事業)	

資料：聞き取り調査および農林水産政策研究所(2011)より作成。

ため、農業に本格的に取り組むこととなった。

農業に本腰を入れるため、2001年にシーネット坂井が農業生産法人としてC・ネットふくいから独立した。法人として農業を行うため、農業法人育成事業を活用し、農業用の機械等を整備している。2004年には登録検査機関となり、米、大豆、ソバ等の検査を行っている。同時に米の販売事業も開始し、周辺の農家の米も集荷しながら販売している。2006年には認定農業者の認定を受けた。2008年には農業経営基盤強化資金を活用した融資によって、米の乾燥・調製施設の整備、食品加工・調理施設を整備している。2010年には農業主導型6次産業化整備事業を活用して、かき餅やあんぼ柿(干し柿)を製造する加工施設を整備し、6次産業化に本格的に取り組んでいる。さらに2011年には県の産地園芸支援事業を活用し、イチゴの摘み取りを行う観光農園を整備した⁽¹³⁾(第2表)。

このように、シーネット坂井は、農業関係の事業を活用し、農業生産部門、精米・販売部門、検査部門、加工部門、観光農園部門へと複合化、多角化を進めている。

3) 農業経営の特徴と主体間関係

シーネット坂井で栽培された米は、地域の生産者が栽培した米とともに、C・ネットふくい関連の19の事業所、医療・福祉関係の事業所や学校

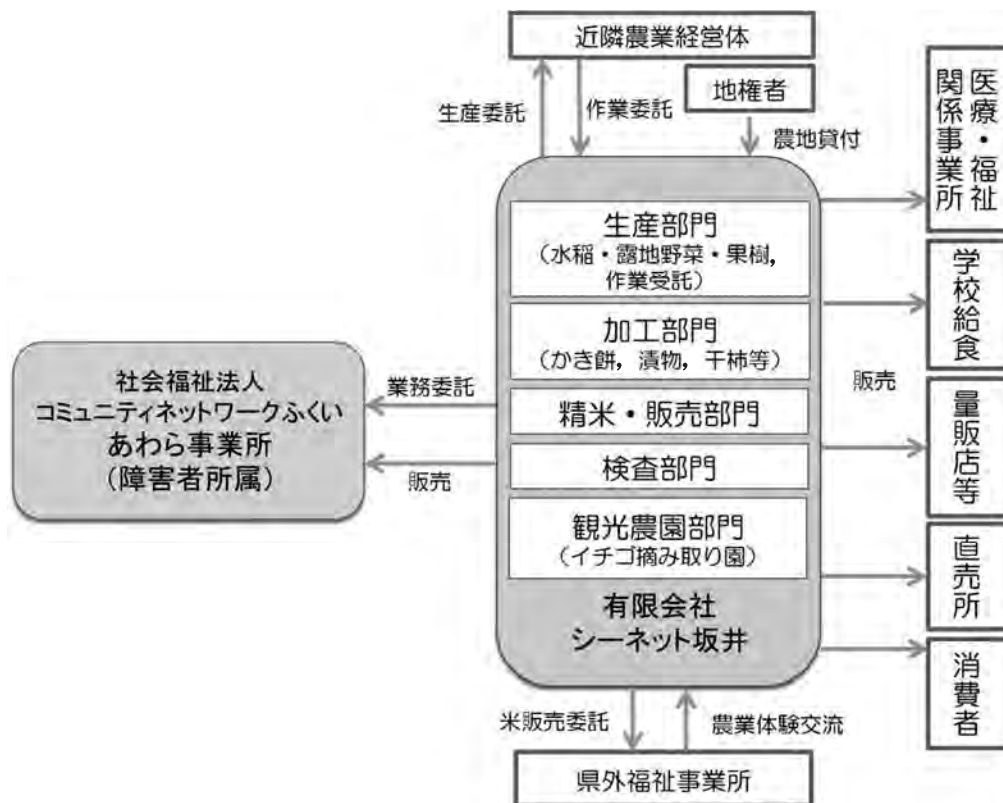
給食でも利用される。また、県外14か所の福祉事業所に米の取り次ぎを委託して販売している。委託された事業所は、手数料収入を得ることができる。そうした関係から、県外の福祉事業所との農業体験交流の受け入れやイベントを通じた交流も行っている。

他方、かき餅やあんぼ柿等の加工品は、量販店や直売所、インターネット等を通じて販売され、その販路開拓にも積極的である。イチゴの観光農園は、一般の消費者、特に子供連れの若い層の利用が多いとのことである。このように多角化することで多様な消費者とのかかわりが生じている(第2図)。

(2) 同一組織による進出—社会福祉法人こころん

1) 組織の概要

社会福祉法人こころん(以下、こころん)は、福島県泉崎村に拠点を置く法人である。精神障害者を対象とした多機能型事業所として、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業を実施している⁽¹⁴⁾。また、地域活動支援センターI型⁽¹⁵⁾、グループホーム・ケアホームの運営、居宅介護支援事業(ホームヘルプサービス)も行っている。利用者数(障害者数)は全体で130人が登録しており、そのうち就労支援事業を利用しているのは約65人である。また職員



第2図 シーネット坂井の主体間関係

資料：聞き取り調査より作成.

数は常勤17人、パート19人である。

こころんでは、就労支援事業の中心として農業や農業関連事業を実施している。農業部門として80aの農地で野菜や果樹、豆類等を少量多品目栽培する「こころんファーム」⁽¹⁶⁾、採卵用の養鶏2,000羽を飼育する「こころん矢部農場」がある。農業関連部門として、カフェを併設した農産物直売所「こころや」の開設・運営、菓子製造を行う「こころん工房」、惣菜等の製造を行う「なごみの家」といった場で就労支援事業を実施している。

2) 進出の経緯

こころんは、「NPO法人こころネットワーク県南」として2002年に設立された。2004年から原木シイタケの栽培を試行的に行い、就労支援事業所「わくわくセンター」で味噌や漬け物の商品開発と販売を開始している。2006年に農産物直売所とカフェを併設した店舗「こころや」を自己資金で開設し、2013年現在では周辺の農家116戸、農家以外の事業者等56社(組織)が出荷会員となっている。

また同年、惣菜を製造する「なごみの家」⁽¹⁷⁾を開設し、自法人で生産した野菜を使用して惣菜を製造し、直売所で販売している(第3表)。

このように、こころんでは直売所での販売を通じて、周辺の農家とのかかわりを強めていった。2008年には農家に出向いて農作業に従事する施設外就労を開始した。2010年には、施設外就労の受け入れ先の1つであった採卵養鶏の農家が、高齢化のため廃業することとなり、こころんがその経営を引き継ぐこととなった。農家が長年かけて研究した配合飼料等のノウハウも引き継ぎ、現在は「こころん矢部農場」として運営している。

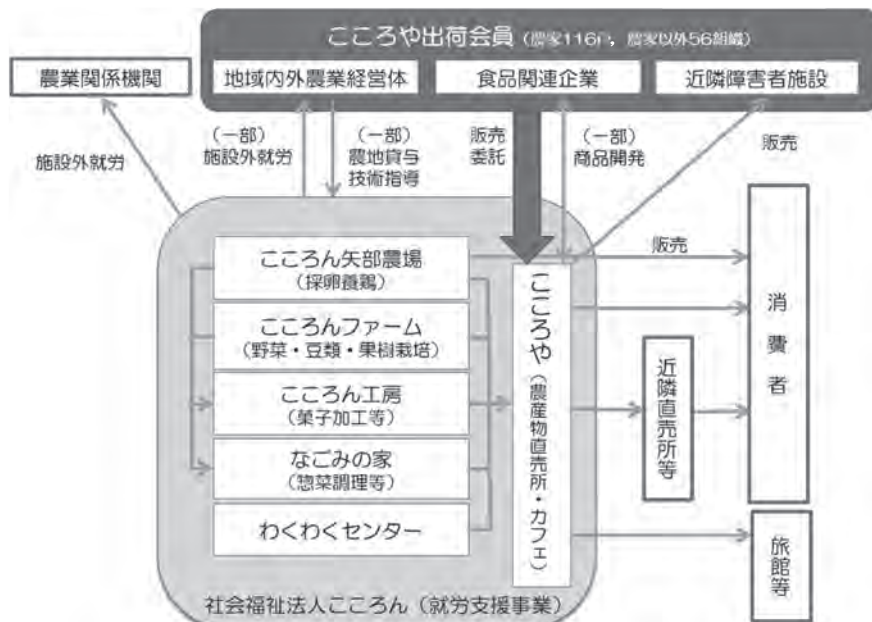
同時に出荷会員である事業者との商品開発も積極的に行っている。飲食店と共同開発したレトルトのグリーンカレーや酒蔵と共同開発した卵酒なども商品化し、こころやで販売している。

2011年にはNPO法人から社会福祉法人へ移行し、「社会福祉法人こころん」となった。同年、菓子加工を行う「こころん工房」を開設した。こころん工房では、自法人で生産した卵や野菜を使

第3表 ころんの取組経緯

	農業・農業関連分野	福祉分野
2002年		・「NPO法人ころんネットワーク県南」として設立
2004年	・原木シイタケの栽培を開始（～2011年以降休止） ・就労支援事業「わくわくセンター」を開始	・精神障害者地域生活支援センター事業を開始
2005年		・「NPO法人ころん」に名称変更
2006年	・農産物直売所・カフェ「ころんや」開設 ・「なごみの家」(惣菜等製造) 開設 ・里山再生プロジェクト実施（～2010年）	・多機能型事業所（就労移行支援・就労継続支援B型） および地域活動支援センターI型へ移行
2007年	・商店街「にここ屋」での販売開始（週1回） ・移動販売開始（当初は週2回）	
2008年～ 2009年	・地元農家での施設外就労開始	
2010年	・養鶏経営を継承した「ころん矢部農場」を開始	
2011年	・有機農業者1名を雇用 ・菓子加工所「ころん工房」開設	・「社会福祉法人ころん」へ移行
2012年		・一部、就労継続支援A型事業へ移行 （ころんや、ころん工房、矢部農場）

資料：聞き取り調査および濱田（2013）を参照して作成。



第3図 ころんの主体間関係

資料：聞き取り調査より作成。

用したかぼちゃプリン等を製造している。さらに、2013年からは牧場のジャージー牛乳を使用したラスクを開発し、動物園で販売している。また、2011年の東日本大震災によって営農が困難となった有機農業者1名を新たに雇用することを決め、それを機に自法人での営農を拡充することになった⁽¹⁸⁾。今後、この農業者がいることで周囲の農家からの関心が高まれば、農地の利用集積も円滑に行われ、農業部門を拡大することも可能

であると考えられる。

なお、農産物直売所を開設するための資金の返済が終わった2012年には、利用者（障害者）のうち、ころんやの2名、矢部農場の2名、ころん工房の1名が就労継続支援A型に移行している。

3) 農業経営の特徴と主体間関係

ころんでは、自法人で栽培した農産物は直接

第4表 岡山県農商の取組経緯

	農業・農業関連分野：(有) 岡山県農商	福祉分野：(特非) 岡山自立支援センター
1989年	・農業に新規参入 ・ネギの生産開始	
1997年	・「平成イモの会」を設立し障害者との交流開始	
1998年	・法人化 ・障害者の雇用開始	
2008年		・NPO法人岡山自立支援センター設立 (障害者の所属先)
2009年	・ミニトマトの栽培開始	・NPO法人がA型事業所「ももっ子おかやま」を開設 (岡山県農商よりミニトマト栽培を受託)
2010年		・NPO法人がA型事業所「ももっ子みつ」を開設 (岡山県農商よりネギの圃場作業を受託)
2011年	・6次産業化総合化事業計画の認定を受ける	
2012年	・ネギの加工場設立、カットネギの製造開始 (6次産業化推進整備事業(農業主導タイプ))	・NPO法人がA型事業所「きびっ子おかやま」を開設 (岡山県農商よりネギの調整・カット作業等を受託)
2013年		グループホーム「ももっ子ハウス」を開設

資料：聞き取り調査より作成。

販売が基本である。ころやの他、近隣の農産物直売所への出荷や週5回の移動販売、旅館との取引も行っている⁽¹⁹⁾(第3図)。こうした直接販売を通じて、一般消費者とも接点をつくり、社会福祉法人や精神障害者への理解が深まりつつあるとのことである。

ころやのカフェコーナーでは、自法人で生産した農産物を利用した定食やカレー、ころん工房で製造したケーキ等の軽食を提供している。ころやでは、開設当初は自法人で生産した農産物を原体のまま販売することが主であったが、徐々に総菜や菓子のように加工度を上げることで売り上げを伸ばしている。

5. 農業分野から福祉分野への進出

(1) 別主体を設立して進出—有限会社岡山県農商

農業分野から進出し、障害者の所属するNPO法人を別途設立して取り組む事例として、岡山県岡山市の有限会社岡山県農商(以下、岡山県農商)を取り上げる。

1) 組織の概要

岡山県農商は、露地および施設ネギ生産を中心とした経営体である。経営耕地面積は7haにおよぶ。青ネギ栽培の他、ミニトマトの施設栽培、

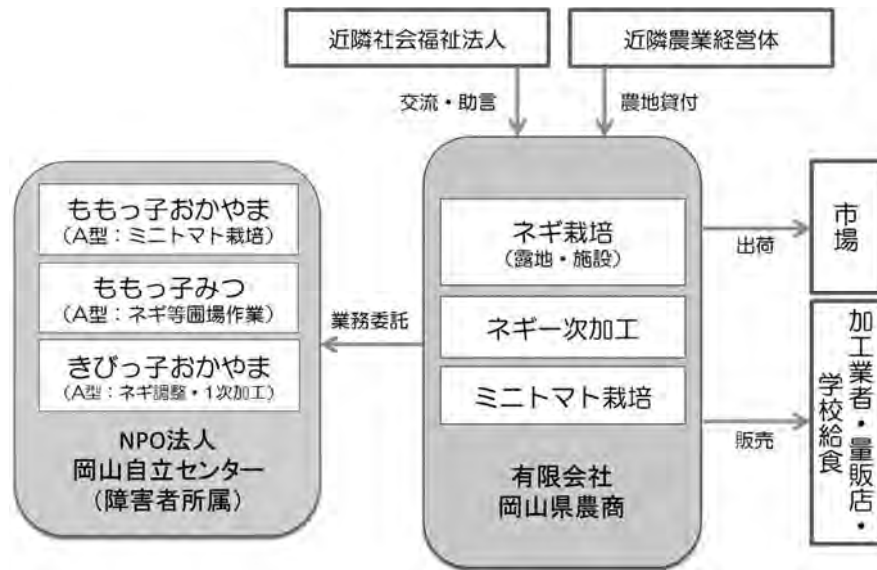
冬期の里芋等の生産、ネギの1次加工にも取り組んでいる。従業員は6人である。作業に従事する障害者は、別途設立したNPO法人岡山自立支援センター(以下、自立支援センター)に所属し、岡山県農商から作業を請け負っている。

自立支援センターは就労継続支援A型事業所3か所、グループホーム1か所を運営するNPO法人である。職員数20人、障害者雇用数は45人⁽²⁰⁾である。障害者はネギの圃場作業の他、出荷・調整作業や一次加工、ミニトマトの収穫作業等を行う。知的障害者を中心としながら、精神障害者や身体障害者も雇用しており、各々の適性に応じた作業を行っている。

2) 進出の経緯

岡山県農商の代表者は、1989年に農業に新規参入し、同時にネギの生産を開始した。社会福祉法人のグループホームと同社の圃場が隣接していたため、障害者との交流が生まれた。1997年から圃場の一画でサツマイモの栽培を行い、障害者との交流を行う「平成イモの会」を設立し、現在も継続している。そうした交流を通じて障害者雇用にも関心を持ち始めた。経営面積の拡大とともに雇用を導入するため、1998年に岡山県農商を法人化した。同時に障害者雇用も開始した(第4表)。

その後、障害者を本格的に雇用するにはこれま



第4図 岡山県農商の主体間関係

資料：聞き取り調査より作成。

での体制では困難であると判断し、2008年に障害者が所属するNPO法人を別途設立した。そうすることで、障害者の直接雇用から障害者の所属先であるNPO法人への作業委託を行う形となった。自立支援センターでは2009年に就労継続支援A型事業所「ももっ子おかやま」を開設し、岡山県農商からミニトマト栽培の作業を請け負うこととなった。同時に所属する障害者を10人増やし、18人体制となった。翌2010年にはネギの圃場作業を請け負う就労継続支援A型事業所「ももっ子みつ」を開設した。さらに、岡山県農商では2010年よりカットネギの製造を開始した。それに伴い、自立支援センターでは就労継続支援A型事業所「きびっ子おかやま」を開設し、ネギの調整やカット作業等を請け負っている。2013年にはグループホーム「ももっ子ハウス」を設立した。

3) 農業経営の特徴と主体間関係

岡山県農商では、ネギの栽培および1次加工、ミニトマトの栽培を経営の中心としている。ネギは、原体の場合は他の商品との差別化を図るため、生菌のつきやすい根の部分のカットして袋詰めし、自社ブランドの「桃太郎ねぎ」として販売する。取引先は、業務用、および市場経由で量販店向けに販売される。カットネギは業務用向けの取引となっている。ミニトマトは自社ブランド

「きびトマト」としてスーパーや百貨店で販売されている他、ネギとともに学校給食にも使用されている。

なお、同社で耕作している農地は借地である。周辺の農家の高齢化に伴い、農地を借り受けてほしいという要望が多くなっており、それを引き受けることで耕作放棄地の防止につながっている(第4図)。

(2) 同一組織による進出—京丸園株式会社

1) 組織の概要

京丸園株式会社(以下、京丸園)は、静岡県浜松市で障害者の雇用に取り組む農業生産法人である。水耕栽培1haの規模でミニミツバ、ミニネギ、ミニチンゲンサイ等を周年栽培し、「京丸姫みつば」、「京丸姫ねぎ」、「京丸姫ちんげん」等の自社ブランドで販売している。また、合鴨農法による水稻栽培0.7ha、露地野菜0.5haも組み合わせた経営である。従業員数は社員・パート合わせて60人であり、そのうち22人の障害者が直接雇用されている。障害者は、精神障害者や知的障害者が中心である。

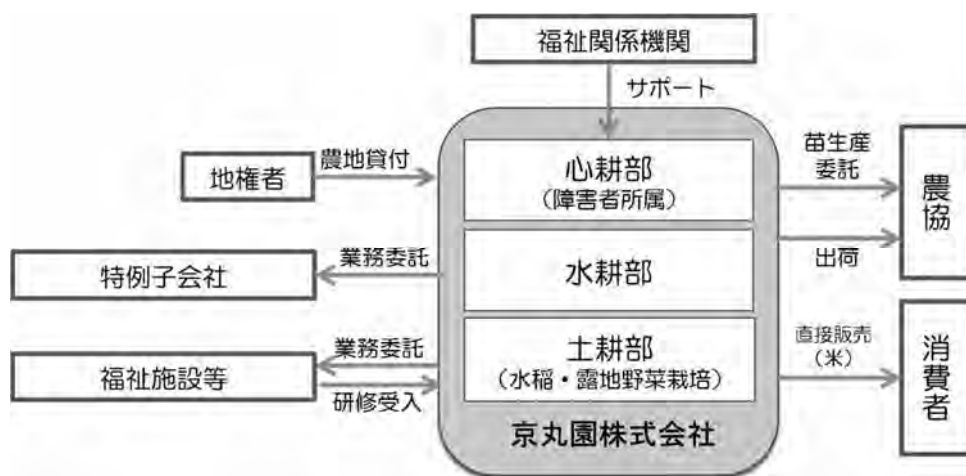
2) 進出の経緯

京丸園は、代々農業を営んでおり、かつては水稻、露地野菜を中心としていたものの、1973年

第5表 京丸園の取組経緯

	農業・農業関連分野	福祉分野
	・代々営農（水稲，露地野菜）	
1973年	・ミツバの水耕栽培開始	
1994年	・ミニネギ，ミニミツバの水耕栽培・ブランド化開始	
1996年		・障害者雇用開始
2001年		・障害者の所属部署「心耕部」を設置
2003年	・ミニチンゲンサイの水耕栽培・ブランド化開始	
2004年	・株式会社化	
2006年		・農業分野への障害者就労推進のためのNPO法人を設立（法人内に事務局設置）
2010年		・特例子会社との連携開始

資料：聞き取り調査および農林水産政策研究所（2011）より作成。



第5図 京丸園の主体間関係

資料：聞き取り調査より作成。

にミツバの水耕栽培を開始した。1994年に水耕栽培でのミニネギやミニミツバの栽培，2003年にはミニチンゲンサイの水耕栽培を開始している（第5表）。

障害者の雇用を開始したのは，規模拡大に伴い人手不足が顕在化した1996年からである。短期間の体験受け入れから始め，その後障害者を本格的に雇用し，その数も年々増加している。増加した障害者をフォローする必要性が出てきたことから，2001年には社内に障害者が所属する「心耕部」を設置し，担当のスタッフを配置して障害者のケアや作業管理を行うこととなった。なお，京丸園では，それぞれの障害者にあった就労環境を確保すれば，サポートする職員を数多く配置しなくても，高い生産性を実現できるとの判断から，岡山県農商のような別法人は設立していない。

2004年には株式会社となり，2010年には特例子会社との連携を開始し，特例子会社が作業請負するようにもなった。

こうした障害者の受け入れ過程では，障害者の特性に適した作業体系や機械の開発，コミュニケーション手法等を試行錯誤しながら確立し，障害者雇用と売り上げの拡大を両立させている。

3) 農業経営の特徴と主体間関係

京丸園では，水耕栽培の作物が売り上げの9割以上を占める。水耕栽培で栽培した農産物は，農協を通じて卸売市場で販売される⁽²¹⁾。特徴のある商品を販売するためには営業が重要であり，農協の職員とともに営業を行っている。また，技術が必要とされる苗の栽培は，品目によっては農協に生産を委託している。さらに特例子会社による

第6表 農業分野における障害者就労への取組の契機

	福祉分野→農業分野		農業分野→福祉分野	
	別主体を設立	同一組織	別主体を設立	同一組織
	有限会社シーネット坂井	社会福祉法人こころん	有限会社岡山県農商	京丸園株式会社
農業分野と福祉分野の連携の契機	社会福祉法人（母体）の授産事業として実施	農家の販売サポート（農産物直売所）→農家での施設外就労	障害者施設との交流	職場体験受入

資料：聞き取り調査より作成。

作業請負や、福祉施設からの施設外就労等の受け入れも行っている⁽²²⁾（第5図）。

6. 進出過程に関する比較分析

以上のような農業における障害者就労への進出パターンを比較し、各主体による進出過程の共通点や直面した課題を分析する。

（1）進出の契機

農業分野での障害者就労を開始した契機は、いずれの事例も施設外就労や農業体験等を通じた農業分野の主体と福祉分野の主体や障害者との相互交流であるという点で共通している（第6表）。

シーネット坂井では、母体である社会福祉法人の授産事業として試行的に農業を取り入れていった。職員や障害者はそこで基礎的な農業生産の技術等を身につけ、しだいに農業を本格的に実施することを志向するようになっていった。

こころんは、精神障害者の就労先として、自然とのかかわりもある農業が適すと考えていたものの、農業や農家との接点に乏しかった。そのため、農産物直売所を開設し、商品販売の面から農家とのかかわりをつくり、段階的に農家との接点を増やしている。そうすることで農家側も徐々に社会福祉法人や精神障害者への理解を深めていった。こうした取組が農家での施設外就労の受け入れに結びついていった。

岡山県農商では、圃場と障害者福祉施設が近接していることから、サツマイモ栽培をともに行う「平成イモの会」を企画し、農作業体験を通じた交流を行っている。それが障害者就労に取り組む契機となり、しだいに障害者の雇用を拡大していった。

京丸園では、障害者雇用の経験がなかったた

め、当初は障害者の1週間のみ就労体験の受け入れから始めた。そうするうちに、コミュニケーション手法や作業適性等を相互に理解するようになっていった。障害者の受け入れを契機に作業体系等の見直しや工夫が行われ、その結果として会社全体として生産性の維持・向上の効果がみられるようになった。そのため障害者の雇用を本格化させていった。

このように、農業分野から福祉分野、あるいは福祉分野から農業分野へと、新たな分野への進出に際しては、相互の接点づくりと、マッチングや相互理解を積み重ねる機会を設けることが重要であることが事例からうかがえる。

（2）農業部門の整備

シーネット坂井やこころんのように福祉分野から農業分野に進出する場合は、生産体制の整備、すなわち農業生産技術や経営知識を持つ人材の確保、農地の確保、設備投資等を行うための資金調達といった点から農業分野を補強していく必要がある（第7表）。

まず、農業生産技術や経営の知識・経験の習得に関しては、シーネット坂井の場合は、母体のC・ネットふくいには、授産事業の時期から農業に取り組んできた職員がおり、また別途設立したシーネット坂井には、農政に詳しい人材が存在している。こころんでは既存の職員が施設外就労を通じて習得し、また農業者を新たに雇用している。

第2に農地の確保に関しては、両者とも主として周辺農家から借り受けている。周辺農家の高齢化に伴い、両者とも周囲での農地の受け手としての期待が徐々に高まっている。とりわけシーネット坂井では、農業生産法人や認定農業者となったことで、周辺農家から担い手として認知され、農地集積が進んでいった⁽²³⁾。こころんでもプロの

第7表 農業分野の体制構築

	福祉分野→農業分野		農業分野→福祉分野	
	別主体を設立	同一組織	別主体を設立	同一組織
	有限会社シーネット坂井	社会福祉法人こころん	有限会社岡山県農商	京丸園株式会社
農業部門の形態	農業生産法人 (有限会社)	社会福祉法人の 農業部門	農業生産法人 (有限会社)	農業生産法人 (株式会社)
農業部門のサポート	[・社会福祉法人(母体) で農業経験のある職員] ・農林行政の経験のある 職員	・自法人の職員 (施設外就労で農業経験 あり) ・農業経験者の雇用	自法人の職員	自法人の職員
農地確保	職員所有の農地 近隣農業者から借受	近隣農業者から借受	近隣農業者から借受	自作地, 近隣農業者から借受
設備投資等における 資金調達	・精米施設：農業関係の 補助金 ・加工施設：農業関係の 補助金 ・交流施設：農業関係の 補助金	・直売所・カフェ ：自己資金 ・菓子加工所 ：福祉関係の補助金	・加工施設 ：農業関係の資金利用 6次産業化の補助金 〔・トイレ等の付帯施設 ：福祉関係の補助金〕	・栽培施設 ：自己資金 (農業関係の資金) ・トイレ等の付帯施設 ：福祉関係の補助金

資料：聞き取り調査より作成。

農業者を雇用したことで、しだいに周囲からの期待が高まり、今後経営規模を拡大していく可能性もある。

第3に設備投資における資金調達に関しては、シーネット坂井では、農政に詳しい人材がいることもあり、農業関係の事業を積極的に活用している。農業機械や精米機、6次産業化のための加工施設や観光農園のハウス等を農業関係の制度資金や補助金を活用して整備している。これに対し、こころんの場合は、農産物直売所を整備するのに条件の合う事業がなかったため、自己資金で開設している。また菓子加工所であるこころん工房には福祉関係の補助金を利用しているものの、農業関係の資金は使用していない。そのため、今後、認定農業者の認定を受けるなどすれば、農業関係の制度資金等を利用した施設整備等も可能となる。

一方、岡山県農商や京丸園のように農業分野の主体が障害者就労に取り組む場合は、自法人の職員が営農を行い、そこに障害者が加わる形となるため、福祉サイドから取り組むよりも比較的取り組みやすい。栽培・加工施設や機械等のハード面に関しても自己資金に加えて農業関係の事業を活用して整備している。ただし、障害者が作業を行うために必要なトイレ等の付帯施設は、福祉関係の補助金を得て整備している。

以上のように、とりわけ福祉分野の主体が農業

分野での障害者就労に取り組む際には、周辺農家との関係構築や営農経験のある人材を新たに雇用することで、農業分野の知見を得、その体制を段階的に整備している。その結果として周囲の農家からも担い手として認識されるようになっていった。農業経営に必要な人材や農地、資金面で支援が充実していない中で、先進事例では組織形態や他の主体との連携を模索しながら自ら体制を確立している。

(3) 福祉部門の整備

福祉部門の整備に関しては、福祉分野の主体が農業分野に進出したシーネット坂井やこころんの事例では、母体である社会福祉法人に障害者が所属し、その職員が障害者へのケアを行う体制となっている(第8表)。

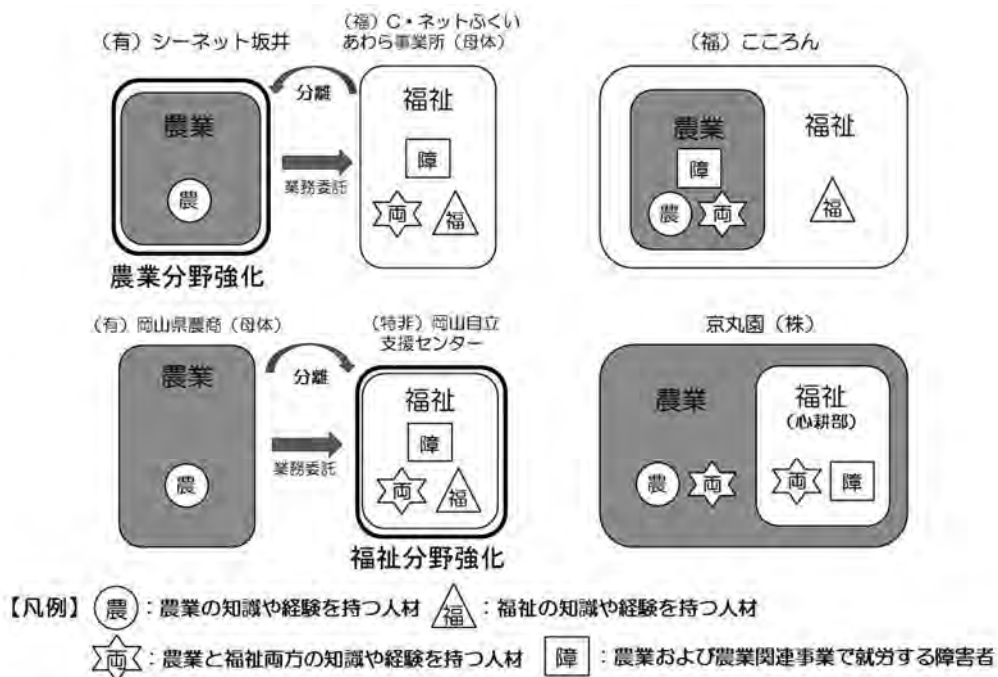
他方、農業分野の主体が障害者就労に取り組む場合には、障害者の就労環境を新たに整備することが必要となる。

岡山県農商では、障害者雇用に取り組む中で、NPO法人を別途設立し障害者が所属する形を確立していった。NPO法人には社会福祉士や社会福祉主事の資格を持つ職員も配属している⁽²⁴⁾。また障害者に関する相談は、福祉施設の専門家と連携を図りながら対応している。障害者就労支援サービスを行う法人を別途設立することで、福祉

第8表 福祉分野の体制構築

	福祉分野→農業分野		農業分野→福祉分野	
	別主体を設立	同一組織	別主体を設立	同一組織
	有限会社シーネット坂井	社会福祉法人こころん	有限会社岡山県農商	京丸園株式会社
障害者の所属	[社会福祉法人(母体)]	自法人内	[別途設立したNPO法人]	自法人内 (所属部署心耕部の設置)
障害者へのサポート	[社会福祉法人(母体)の職員]	自法人の職員	[別途設立したNPO法人の職員・福祉関係者との連携]	自法人の職員 障害者をケアする部署を設置 福祉関係者との連携
職員給与等への福祉関係の助成金(労働関係の給付金)	[○] 社会福祉法人(母体)への給付	○	[○] NPO法人への給付	○

資料：聞き取り調査より作成。



第6図 各事例の農業・福祉分野の関係と人材の配置（模式図）

資料：聞き取り調査より作成。

関係の事業の利用や支援を受けやすくなるというメリットがある。

京丸園では、先述の通り、自法人内に障害者の所属する部署である心耕部を設置している。民間のカウンセリング資格を持つ担当職員を配置し、障害者のケアを行ったり、労務管理などを行っている。また、社外の福祉の関係機関とも連携を図り、法人と障害者やその家族とで直接やり取りしにくい事案や生活面など仕事以外の幅広い相談に関しては、専門家に相談できる体制も構築している。

このように農業分野から福祉分野に進出する際

には、障害者の雇用や就労体制の整備が重要である。分析した事例では、障害者の所属先をつくり、職員が福祉関係の資格を取得したり、福祉の関係機関の協力を得ながら、その体制を整備していた。既存の農業経営では対応しきれないと判断されれば、NPO法人や社会福祉法人を別途設立していく必要性が高まってくることも明らかとなった。

(4) 両分野を兼ね備えた体制の整備

こうして農業分野での障害者就労を本格化させた結果、本稿で取り上げたいずれの事例も、農業

部門と福祉部門とが併存する組織体制を、必要に応じて分社化し補強しながら構築していた(第6図)。

組織内の人材に関しても、新たに進出した分野の知見を持つ人材がない場合は、先述のように、外部の専門家等から習得したり、新たに雇用するなどしている。さらには農業分野、福祉分野を併せ持つ体制を構築する中で農業と福祉両方の知見を持つ人材⁽²⁵⁾が育成され、農業経営と障害者就労の両立や継続が可能となっている。

このように、どちらの分野からの進出でも、最終的には農業分野での障害者就労に必要な①農業分野における農地や人材等の経営要素、②福祉分野における障害者のケアを行う体制に必要な要素の両方を兼ね備えた体制を整備している。

7. 課題と対応方向

今後、農業分野での障害者就労を一層促進するためには、前述のように、まずは農業分野と福祉分野との接点づくりやマッチングが必要である。先進事例では自ら模索しながら接点をつくっていたが、より一般化するためには、マッチングをサポートする中間的な組織の存在も必要となる⁽²⁶⁾。また、取り上げた事例では、専門家や関係機関の支援や助言を受けていたように、当事者間だけでなく、関係機関も含む周囲のサポート体制の構築も重要である。

福祉分野からの進出に関しては、昨今では社会福祉法人やNPO法人のままでも活用できる農業関係の事業も増え、事業の利用を目的とした分社化の必要性は薄れている⁽²⁷⁾。そのため、分社化するか否かは、組織の性格や部門間の独立性の保持、組織管理の手間等を加味した上での経営判断となる。ただし、農業の現場では、社会福祉法人やNPO法人の法人格では、他の農家等から担い手として認知されづらいという現状があり、現場での一層の周知が必要である⁽²⁸⁾。

農業分野からの進出の場合は、障害者の雇用体制の充実が重要となっている。組織形態に関しては、福祉部門を独立させて就労支援サービス等を提供することにより、その助成金で障害者をサポートするための職員を配置できる⁽²⁹⁾。自法人

の経営規模や品目、経営の長期見通しから、総合的に法人形態の選択がなされるべきであるが、必要に応じて、こうした社会福祉法人やNPO法人等の設立を支援することも求められる。

8. おわりに

以上の事例分析から、福祉分野からの進出でも、農業分野からの進出でも、最終的には農業と福祉両方の要素を取り入れた組織形態を形成していた。しかし、その過程は進出のパターンによって異なっていた。先進事例では、こうした進出パターンや経営の発展段階に応じて、必要な経営要素を自ら整備していた。

今後、農業と福祉の連携を一層推進するためには、組織の特徴や経営の進展状況を踏まえた上で、初期における農業と福祉の主体間の接点づくりや既存の制度の周知、本格的な進出時における農業部門・福祉部門両面での経営要素の整備、周囲の農業者や各分野の専門家との関係構築、拡大した部門の分社化を含めた経営アドバイス等の支援策が必要とされる。

こうした体制を構築することで、農業分野、福祉分野双方の経営資源や政策的支援を総合的に活用していけば、地域の人的・物的資源の活用が一層図られ、地域の維持・再生にも貢献することが可能となる。それは第1に農業の担い手の確保や農地の有効利用が図られることによる農業の維持である。シーネット坂井やこころのように、社会福祉法人等が農業に本格的に進出し営農基盤が確立されれば、周囲からも担い手として認知されるようになる。そうして規模拡大や6次産業化にも取り組むようになっていく。第2に、障害者の安定的な就労の場を形成している点である。障害者をケアする体制も併せ持つことで、そのマンパワーを発揮できる場を形成することができており、農業が地域の社会福祉にも貢献している。第3に、こうした障害者の農業分野での就労を進めることが、農村における健常者の雇用の場を創出することにも繋がっている点である。いずれの事例も、経営の収益性を高めたり、福祉系の就労サービスを実施するなど20～30人規模⁽³⁰⁾で職員を抱えるようになっていく。

今後、農業と福祉の要素を兼ね備えた形で農業分野での障害者就労を推進するためには、支援側の体制も重要となる。福祉部局と農業部局が連携した政策的な支援体制の整備も今後必要となろう。

なお、本稿では、就労している障害者の障害の種別や程度と組織形態との関係性については、客観的な判断が可能なデータを得ることができなかったため、加味していない。この点については、今後の研究課題としたい。

注(1) 農林水産省(2014)より。他、農業分野における障害者就労に関する政策的な経緯は三森(2014)6-7頁等を参照。

- (2) 飯田ら(2011)および農林水産政策研究所編(2011)。生活介護としての取組から就労支援としての取組までを分析している。
- (3) NPO法人日本セルフセンター(2014)に詳述。2014年に同センターおよび全国社会就労センター協議会の会員1,696の事業所を対象に行った調査。うち有効回答数832。
- (4) 本稿では、①を農業分野から福祉分野への進出、②を福祉分野から農業分野への進出と称している。なお、③は農業に本格進出した特例子会社等が該当する。これに関しては、新たな動向であるが、吉田ら(2014)の研究に詳述されている。
- (5) 園芸療法の効果については、例えば長谷川(2007)で紹介されている。
- (6) 農作業の多様性と特徴、障害者の適性に関しては豊田ら(2012)の研究がある。
- (7) 例えば新井(2013)、他複数のヒアリング現場で指摘されている。
- (8) 例えば鈴木(2013)で述べられている。
- (9) 農林水産政策研究所編(2011)。
- (10) 生活介護は、常時介護を必要としている人に対して排泄や入浴、食事などの介護を主に日中に行うサービスである。
- (11) 「施設外就労」とは福祉施設の利用者(障害者)と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う活動。
- (12) 配置は生産部門に4人、精米作業に2人、加工部門に2人である。
- (13) その後、2013年に(有)シーネット坂井は(有)あわら農楽ファームに名称変更した。また、イチゴの観光農園で働く障害者を安定的に雇用するため、就労継続支援A型事業所(株)農楽里を新たに設立した。
- (14) 「就労移行支援事業」とは、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うものである。「就労継続支援A型事業」とは、一般企業等での就労が困難な人に、雇

用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うものである。事業者と雇用契約を結ぶため、最低賃金の支払いが基本となる。「就労継続支援B型事業」は、一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うものである。雇用契約を結ばないため、最低賃金の支払いは義務づけられていない。いずれも社会福祉法人等が実施する就労支援サービスである。

- (15) 厚生労働省によると、「地域活動支援センター」は、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設。基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施する。さらにI型は、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする(厚生労働省社会・援護局・障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」)。
- (16) こころんファームの農地および矢部農場の鶏舎はいずれも所有者から借り受けている。
- (17) 2013年時点では、就労移行支援・就労継続支援B型事業として実施。
- (18) 東日本大震災の影響で、こころんでは原木シイタケ栽培や里山再生プロジェクト等のいくつかの取組が休止を余儀なくされている。その点については濱田(2013)で詳述されている。
- (19) 売り上げの1/3は移動販売によるものである。
- (20) 内訳は知的障害者31人、精神障害者8人、身体障害者5人である。さらに2014年には、就労継続支援A型事業所「ももっ子くめなん」を新設し、職員数30人、障害者雇用数68人となった。「ももっ子くめなん」は岡山市に隣接する久米南町に開設され、地域的な広がりをもせている。
- (21) 合鴨農法で栽培された米は、消費者に直接販売されている。
- (22) 本稿では詳述しないが、京丸園の代表者等が中心となってNPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワークを設立し、農業と福祉の連携を促進するための中間支援組織づくりも行われている。
- (23) 社会福祉法人やNPO法人であっても、農業法人や認定農業者になることは可能である。すなわち、農地の貸借も可能である。認定農業者になれば、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)等の利用資格が得られる。なお社会福祉法人も含む農業参入の要件等については例えば長崎県農業会議のウェブ・サイト等に詳述されている。また6次産業化・地産地消法にもとづく総合化事業計画の認定を受けることも可能である(いずれも2014年8月現在)。
- (24) NPO法人の代表者は元県職員であり、農林部局の経験

- もある。
- (25) 福祉分野であれば、資格などを取得する傾向にある。
- (26) 先行事例として、香川県等の取組がある。詳細は別稿に譲る。
- (27) 注23参照。
- (28) そうした点をふまえ、厚生労働省と農林水産省では、パンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～」を作成して周知を図っている。また、行政、福祉、農業等の関係者「農業分野における障害者就労の推進ネットワーク（協議会）」が地方農政局等の単位で設立され、セミナー等が開催されている（いずれも2014年8月現在）。
- (29) 京丸園には法定雇用率を上回った分の報奨金等が支給されている。こころん、C・ネットふくい、岡山自立支援センターへは訓練等給付費などが支払われ、職員の人件費をはじめとする施設運営に利用される。
- (30) 分社化して連携している場合は、両者を足し合わせた規模。

〔引用・参考文献〕

- 新井利昌（2013）「ソーシャルファームが支える農業・地域・雇用」, 近藤竜良編著（2013）『農福連携による障がい者就農』創森社, 94-103頁。
- 飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷・小林茂典・出田安利・松島浩道（2011）「福祉施設における農業分野の障害者就労の実態と課題」, 日本農業経済学会『農業経済研究 別冊, 日本農業経済学会論文集』64-71頁。
- NPO法人日本セルフセンター（2014）『農林水産省「平成25年都市農村共生・対流総合対策交付金」事業 農と福祉の連携についての調査研究報告』。
- 株式会社農業技術通信社（2014）『農業経営者』2014年2月号。
- 近藤竜良編著（2013）『農福連携による障がい者就農』創森社。
- 長崎県農業会議「一般企業や社会福祉法人等の農業参入マニュアル」・http://www.n-nourin.jp/ah/agrilink/nagasaki_nogyokaigi/index.html（2014年8月12日アクセス）
- 鈴木厚志（2013）「農業と福祉のいい関係！誰もが働けるユニバーサル農園の取り組み」, 近藤竜良編著（2013）『農福連携による障がい者就農』創森社, 104-113頁。
- 長谷川真人（2007）「園芸療法の紹介」, 理学療法科学学会『理学療法学』第22巻第2号, 301-304頁。
- 濱田健司（2010）「農業生産分野における障がい者雇用モデルに関する研究」, JA共済総合研究所『共済総合研究』第60号, 128-145頁。
- 濱田健司（2013）「原発に向き合い、就農および六次産業化に取り組む福島県の障がい者施設～社会福祉法人こころんにおける取組み～」, JA共済総合研究所『共済総研レポート』2013.4, 45-54頁。
- 豊田正博・天野玉記・諏訪均（2012）『平成23年度受託研究 農業分野における障害者の就労支援モデル事業に関する調査・研究』。
- 農村工学研究所（2013）『農業分野における障害者就労マニュアル』。
- 農林水産省（2014）「医福食農連携事例集—食でつなげるイノベーション—」。
- 農林水産省「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～」・<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/pdf/ver2.pdf>（2014年8月25日アクセス）
- 農林水産政策研究所編（2011）『農業分野における障害者就労と農村活性化—社会福祉法人, NPO法人, 農業生産法人の活動事例を中心に—』。
- 農林水産政策研究所編（2012）『農業分野における障害者就労と農村活性化—障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について—』。
- 三森裕（2014）「農業における障害者就労の事例と特別支援学校における農業に関する取り組みの状況について」, 農政調査委員会『農—英知と進歩—』No.294。
- 安中誠司・山下仁・片山千栄・石田憲治（2010）「農業分野での障害者就労の類型化による支援課題の抽出とその解決方策」, 農村工学研究所『農村工学研究所技報』第210号, 49-59頁。
- 吉田行郷（2013）「農が福祉をとり入れることの意義——社会福祉法人等の農業分野への進出が農業・農村に及ぼす影響」, 『農業と経済』2013年11月号, 昭和堂。
- 吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題—地域農業の担い手としての特例子会社の可能性—」, 日本農業経済学会『農業経済研究』第86巻第1号, 12-26頁。

Analysis of the process of building cooperation between agriculture and welfare

—A case of employment of people with disabilities in agriculture—

Yurie KOSHIBA, Yukisato YOSHIDA, Toshitaka KATSUKI

Summary

The purpose of this paper is to show the acquisition process of the management elements necessary for employment of people with disabilities in agriculture through four advanced examples.

The main results of the analysis are as follows:

First, in all four cases, the opportunity of starting employment of people with disabilities is either farm-work experience or interaction between the agricultural sector and welfare sector. Therefore, opportunities for matching and mutual understanding between the agricultural sector and welfare sector are important in the early stages.

Second, in order to acquire a knowledge of agriculture, the welfare sector has built either cooperative ties with farmers or has hired them, thus strengthening their weaknesses in accessibility and availability of employment support.

Third, the agricultural sector improved the labor environment for people with disabilities by establishing a means of caring for them.

And fourth, through these advanced examples of processes that build cooperation between agriculture and welfare for employability of people with disabilities in agriculture, a well-balanced system with adequate management elements and know-how has been developed in each agricultural sector and the welfare sector. As a result, the system has contributed to maintaining agriculture and expanding employment opportunities in regional communities.